

いじめ防止基本方針

広島大学附属小学校

1 本方針の目的

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止、早期発見、いじめに対する措置などの視点から、本校の考え方や組織体制、指導計画などの基本方針を示す。

2 「いじめ」の定義（「いじめ防止対策推進法」の抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校の基本的姿勢

学校は、在籍する児童の保護者、附属学校支援グループ等、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、いじめを許さない学校・学級づくりを日常的に推進し、いじめを受けていると思われるときは迅速かつ適切に対処する。

また、次のような認識に立ち、いじめ問題に取り組む。

- (1) いじめは、人間として絶対に許されないことである。
 - ・いじめは、重大な人権侵害である。
- (2) いじめられている子どもの心に寄り添った指導を行う。
 - ・いじめは、誰にでも起こり得るという認識に立つ。
- (3) 学校・家庭・関係機関との連携を図る。
 - ・学校は、家庭や関係機関との連携を図り、組織的な対応をする。

4 校内体制

(1) いじめ防止・早期発見にかかる体制（具体的には「いじめ等に関する人権保護マニュアル」に記載）

- ① 教育相談委員会・いじめ防止対策委員会
 - ・教育相談委員会・いじめ防止対策委員会の適正実施
 - ・養護教諭やスクールカウンセラーによるカウンセリングの活用
 - ・年1～2回のアンケートの実施、分析
- ② 学級担任・学年会
 - ・児童理解推進及び課題解決の素地を育成する学級活動の充実
 - ・保護者と学級を結ぶ学級通信の作成及び保護者懇談会の適正実施
 - ・原則週1度実施する学年会における情報共有
- ③ 生活指導部
 - ・児童への日常的指導と学校全体にかかる連絡協議、調整
 - ・「生活指導部だより」などによる保護者への啓発活動

(2) いじめ発生時の対応（具体的には「いじめ等に関する人権保護マニュアル」に記載）

① 組織体制

- ・いじめ等の訴えがあった場合は、謙虚に聴取し、迅速に事実関係を把握すること
- ・特定の教職員が抱え込むことなく、組織的な対応を行うこと
- ・教育相談委員会・いじめ防止対策委員会が中心となり、当該児童の所属する学年や学級担任と連携し事にあたること
- ・マニュアルに示す対応の流れに沿って問題の解決にあたること

② 被害児童・保護者への対応

- ・被害児童や保護者からの聴取は共感的、受容的に行い、事実を明確にすること

③ 加害児童・保護者への対応

- ・加害児童からの聴取は、具体的な事実関係を確認すること

④ 周囲の児童・保護者への対応

- ・周囲に居た児童からも事実を確認すること

5 いじめに対する措置

(1) 当該いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案の場合は、警察署と連携する。

生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある場合は、警察署に援助を求める。

(2) 児童がいじめを行っている場合で、校長が教育上必要があると認めるときは、附属学校支援グループと協議の上、適切に懲戒を加える。